

建物所有者、管理者、建物の相続人の方へ

亡くなられた方がお住まいだった建物が、**空き家**になったときに！！

当該建物につきまして、空き家となる場合は、適正な管理についてお願いいたします。空き家の適正な管理がなされない場合、防犯上の問題や、周辺環境への悪影響などが懸念されます。

管理のポイント

・ 定期的な巡回と清掃

空き家は正しく管理しないと、たちまち劣化します。理想的な管理の目安は、外観点検や換気は月1回以上、草刈りは年3回程度です。大雨や台風、地震の後にも点検しましょう。

・ 防犯対策

割れた窓がないか点検し、施錠を確実にを行うなど、防犯対策を講じましょう。

・ 修繕

建物の劣化が進まないように、必要に応じて修繕を行ってください。特に、雨漏りや外壁のひび割れにはご注意ください。

空き家バンク

将来使う予定がないなら、売却や賃貸も検討しましょう。多可町では空き家バンクを通じて売却や賃貸ができます。下記連絡先までお問い合わせください。

窓 口：株式会社多可町地域商社 RAKU
住 所：多可町八千代区中野間 363-14
営 業：火～日（9時～17時）※年末年始除く
電話番号：0795-37-0699



法律相談

空き家管理や相続などに関する法律相談については、「ひょうご空き家対策フォーラム」にお気軽にご相談ください。

ひょうご空き家対策フォーラム
空き家の総合相談窓口
電 話：078-325-1021 平日 9:00～12:00・13:00～17:00



〒679-1192
兵庫県多可郡多可町中区中村町 123
多可町役場 定住推進課
電話番号：0795-32-4776